

第9章 第4章から第8章までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1] 市町村の推進体制の整備等

(1) 平成19年度の推進体制

平成19年度は、本計画策定のための調査段階として、統計データや既定調査計画等の整理とともに、市民参加のワークショップ（街づくり・しゃべり場）等により、重点事業等の掘り起こしと実施に向けた可能性の検討等を行った。

調査、検討した内容は、平成18年度設置の市庁内検討会議に報告する体制とした。

また、十和田商工会議所を中心として、中心市街地活性化事業の参入を検討する事業者等を含め、十和田市中心市街地活性化協議会の準備会として十和田市中心市街地活性化推進会議を設立した。

図9-1 平成19年度の調査体制

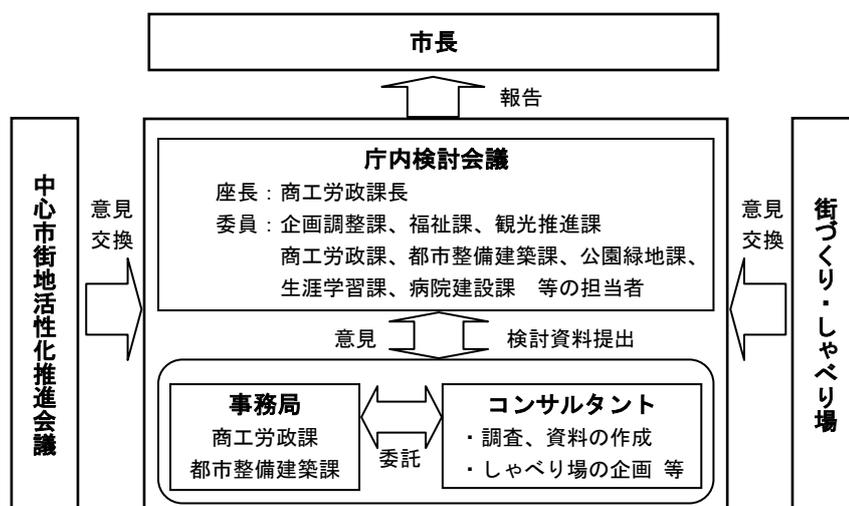


表9-1 庁内検討会議の開催実績

回	開催年月日	内容
第1回	平成18年9月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・「中心市街地活性化基本計画」策定方針について ・国の基本方針について ・都市計画法の改正について ・都市計画マスタープランについて
第2回	平成20年2月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田市中心市街地活性化に資する各種提案事業について

(2) 平成 20 年度以降の認定計画の策定体制

平成 20 年度は、本計画の策定を円滑かつ効率的に推進するため、組織体制を整理した。

基本計画については、庁内検討委員会（関係各課長で構成）で原案を作成、原案を庁内策定委員会（関係各部長で構成）で審議し、策定委員会からの付議を受け、庁議により承認される体制とした。

事務局は商工労政課と都市整備建築課で構成し、関係権利者や事業主体、庁内関係部課、国等の関係機関等との協議調整および必要な調査を実施する。なお、計画認定後は、推進委員会等に移行しながら、活性化事業の円滑な推進を実施していく予定である。

図 9-2 認定計画の策定体制

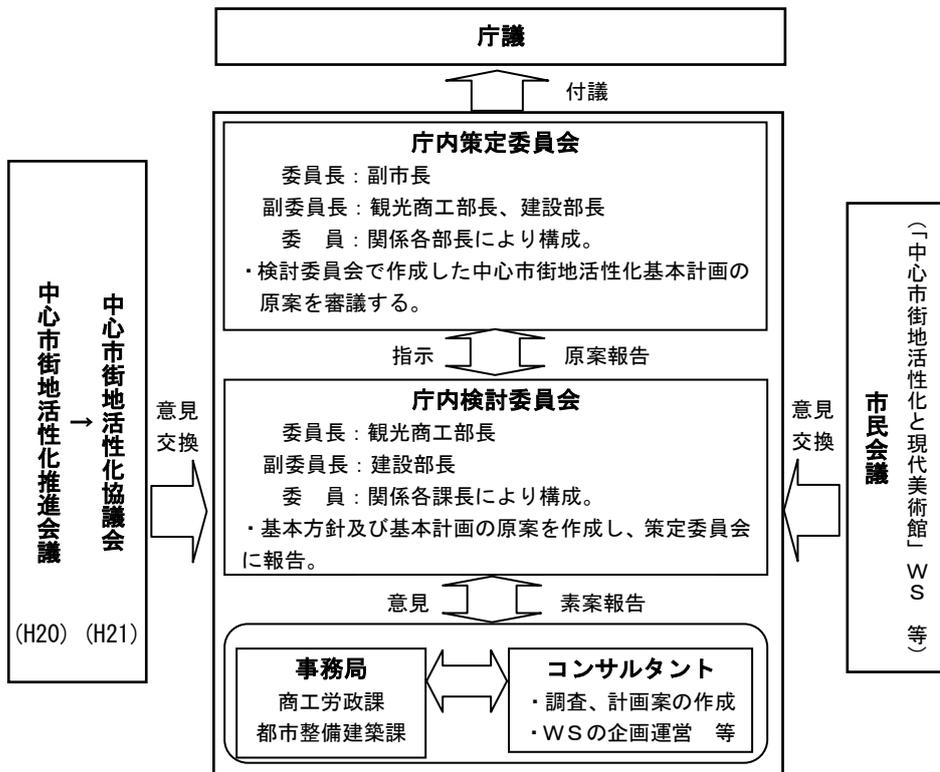


表 9-2 策定委員会名簿

	所 属	職 名
委員長		副市長
副委員長	観光商工部	部長
	建設部	部長
委員	総務部	部長
	企画財政部	部長
	民生部	部長
	健康福祉部	部長
	教育委員会	部長

表 9-3 策定委員会の開催実績

年度	回	開催年月日	内容
H20	第 1 回	平成 20 年 4 月 11 日	・中心市街地活性化基本計画の策定体制及びスケジュールについて
	第 2 回	平成 20 年 10 月 20 日	・中心市街地活性化基本計画策定の進捗状況について ・今後のスケジュールについて ・中心市街地活性化推進協議会及びまちづくり会社設立の動向について
H21	第 1 回	平成 21 年 6 月 12 日	・中心市街地活性化基本計画の策定体制及びスケジュールについて
	第 2 回	平成 21 年 8 月 27 日	・中心市街地活性化基本計画第 5 次素案について
	第 3 回	平成 21 年 11 月 24 日	・中心市街地活性化基本計画（案）について
	第 4 回	平成 22 年 1 月 14 日	・中心市街地活性化基本計画（案）についてほか

表 9-4 庁内検討委員会名簿

	所 属	職 名
委員長	観光商工部	観光商工部長
副委員長	建設部	建設部長
委員	総務部	管財課長
	企画財政部	企画調整課長
		財政課長
		税務課長
		収納課長
	民生部	生活環境課長
	健康福祉部	健康推進課長
		福祉課長
		介護保険課長
	観光商工部	観光推進課長
		現代美術館長
		商工労政課長
	建設部	土木課長
		公園緑地課長
		都市整備建築課長
	教育委員会	スポーツ青少年課長
生涯学習課長		

表 9-5 庁内検討委員会の委員会等開催実績

年度	回	開催年月日	内容
H20	第1回 庁内検討 委員会	平成20年4月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化区域の設定について ・十和田市中心市街地活性化基本計画に盛り込む重要事業について
	庁内三者 協議	平成20年7月2日	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局、コンサル、関係課による事業協議 ・市で実施する事業について
	第2回 庁内検討 委員会	平成20年7月28日	<ul style="list-style-type: none"> ・中心市街地活性化基本計画（案）の事業内容について ・今後のスケジュールの再確認
	庁内三者 協議	平成20年8月26日 27日	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局、コンサル、関係課による事業協議 ・市で実施する事業について
	第3回 庁内検討 委員会	平成20年9月30日	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田市中心市街地活性化基本計画第2次素案について ・今後のスケジュールについて
	庁内三者 協議	平成20年10月29日 30日	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局、コンサル、関係課による事業協議 ・市で実施する事業について
	第4回 庁内検討 委員会	平成20年11月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田市中心市街地活性化基本計画第3次素案について ・今後のスケジュールについて
H21	第1回 庁内検討 委員会	平成21年6月25日	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田市中心市街地活性化基本計画第4次素案について
	第2回 庁内検討 委員会	平成21年8月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田市中心市街地活性化基本計画第5次素案について
	第3回 庁内検討 委員会	平成21年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田市中心市街地活性化基本計画（案）について
	第4回 庁内検討 委員会	平成22年1月13日	<ul style="list-style-type: none"> ・十和田市中心市街地活性化基本計画（案）についてほか

【2】 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 十和田市中心市街地活性化協議会の設置

平成 20 年 3 月、基本計画について市へ意見提出や中心市街地活性化協議会の設立を準備する会として、「十和田市中心市街地活性化推進会議」を立ち上げ、平成 20 年 6 月に正式に組織化した。

推進会議は、商工会議所会員と商店街振興組合により構成され、建設会社、福祉、金融機関等の様々な民間事業者を含め計 66 の事業所、団体、個人が参画した。なお、推進会議は 6 回開催され、基本計画の第 1 次～3 次素案について内容を協議し、市に対し意見提出も行っている。

平成 21 年 2 月 21 日には中心市街地活性化協議会設立準備会を立ち上げ、計 6 回にわたり構成員、組織及び運営体制、規約等を協議した。この結果、協議会については、必須構成員を、商業活性化の柱となるものを「十和田商工会議所」、市街地整備の柱となるものを「株式会社まちづくり十和田」とし、これに十和田市をはじめ、活性化事業を実施しようとしている民間事業者やより効果的に事業実施するために連携する任意構成員、協力構成員も含めた組織とすることを決め、平成 21 年 5 月 20 日に設立総会を開催、「十和田市中心市街地活性化協議会」が設立された。

平成 21 年度は、中心市街地活性化基本計画の内容や特定民間中心市街地活性化事業について、関係者間での適正な協議等を行っている。

表 9-6 協議会の構成員（平成 21 年 12 月現在）

根拠 条文	構成員	根拠 条文	構成員
法 15 条の 第 1 項	十和田商工会議所（2 名）	法 15 条の 第 8 項	八戸信用金庫北園支店
	㈱まちづくり十和田（3 名）		青森県信用組合十和田支店
法 15 条の 第 4 項	十和田市議会		(社)十和田青年会議所
	十和田市（2 名）		十和田商工会議所青年部
	十和田市建設業協会		北里大学獣医学部
	十和田市町内会連合会		十和田市文化協会
	十和田市南商店街振興組合		(社)青森県建築士会十和田支部
	十和田市中央商店街振興組合		(社)青森県宅地建物取引業協会十和田支部
	十和田市六丁目商店街振興組合		十和田市消防団
	十和田市七・八丁目商店街振興組合		十和田市防犯協会
	十和田観光電鉄㈱		十和田市飲食業協会
	十和田市タクシー協会		太素顕彰会
	㈱稲本商店		法 15 条の 第 7 項
十和田ガス㈱	国土交通省東北地方整備局建政部都市・住宅整備課		
まちづくり稲生㈱	青森県上北地域県民局		
法 15 条の 第 8 項	(社)十和田市観光協会	青森県商工労働部経営支援課	
	㈱青森銀行十和田支店	十和田警察署	
	みちのく銀行㈱十和田支店		

(2) 十和田市中心市街地活性化協議会の意見

平成 21 年 12 月 25 日、本計画に対し意見が提出された。内容は下記のとおり

十和田市中心市街地活性化基本計画(案)に対する意見書

1. はじめに

十和田市は、今から約 150 年前、新渡戸傳親子三代に渡る三本木原開拓の歴史によって築かれ、言わば「開拓精神」の歴史の中に培ってきた街と言っても過言ではありません。中心市街地においても、傳の長男・新渡戸十次郎が、当時、検地絵図に示した都市計画を基本に、多くの先達が変容する各時代に対応し、果敢に「まちづくり」に挑戦して参りました。しかしながら近年、時代・社会環境が大きく変容する中で、当市においても例外なく中心市街地の衰退は一層進み、現在では、「街が抱える問題」が個々人の問題だけではなく、「都市構造上の問題」として認識されております。

これらを時代背景に、平成 18 年の「まちづくり三法」の改正を受け、市当局が、改正後の「中心市街地の活性化に関する法律」に基づく十和田市中心市街地活性化基本計画（以下・基本計画という）の策定に、意欲的に取り組まれてこられましたことには、改めて敬意を表するものであります。

当協議会におきましては、昨年度、十和田商工会議所が主体となって、主に民間を構成員とし、当協議会の前身にあたる「十和田市中心市街地活性化推進会議」を立ち上げ、6 回の全体会議を開催し、推進会議の意見を基本計画の素案づくりに提案してまいりました。そして今年 5 月 20 日、十和田商工会議所と㈱まちづくり十和田（同年 4 月 24 日設立）が設置者となり、全 39 名の構成員による十和田市中心市街地活性化協議会（以下・協議会という）を設立するに至りました。当協議会では、これまで基本計画（素案）に対する勉強会や役員会・事業検討部会などの諸会議、及び書面による意見聴取等を実施し、平成 21 年 12 月 11 日（金）、第 2 回協議会総会において、基本計画（案）（平成 21 年 11 月作成）に対する当協議会の意見を取りまとめました。

以上、これら協議検討の経緯を踏まえ、基本計画（案）に掲げる事項について、以下のとおり意見書を提出します。

2. 協議会の意見

基本計画（案）は、「芸術・歴史・文化が薫り、心豊かにくつろげる街づくり」、「買い物を楽しめ、安心安全な暮らしのできる、住みよい街づくり」の 2 つを基本方針として各種事業を実施していくこととなりますが、それらに基づく各事業が総合的かつ一体的に推進される中で、相乗効果を生みだし、中心市街地の活性化に導いていただけることを、大いに期待しております。

特に中心商店街の活性化においては、基本計画（案）に盛り込まれているハード・ソフト事業、中でも民間事業者等による複合型商業施設や商業住宅複合施設等の施設整備事業について、その効果を大いに期待するものです。もちろん、中心市街地全体が総合的かつ一体的に活性化が推進されなければならないのは言うまでもありません。しかしながら、「まちの顔」とも言える中心商店街の活性化なしに、当市の中心市街地活性化はありえないものと考えます。

つきましては、この基本計画（案）は概ね妥当なものと理解いたします。なお、事業推進にあたっては、引き続き市担当部署との綿密な協議・連携のもとに、情報交換など積極的に行うこととしますが、今後、新たな事業化に向けて調整が整った事業、或いは事業に追加・変更等が生じた場合には、当協議会の意見も含めて随時基本計画の調整を行うなど市当局の柔軟な対応をお願いいたします。

本協議会の具体的な意見・提案は以下に掲げるとおりです。

第1章 中心市街地活性化の基本方針に関する事項

①これまでの取組みに対する評価について

旧計画に対する評価の中に、「基本計画の推進体制に、判断と執行の役割を明確にするため、執行する役割として推進本部を設置し、市民参加を有効に機能させることにより、行政が中心となる組織体制から、市民が主役となる体制づくりを構築する必要がある」とありますが、今回の基本計画における、計画の権限や実行の権限、予算執行の権限など新しい体制づくりの具体的な姿を示すことが必要ではないでしょうか。そして、相応の事業と目標を達成し、はじめて中心市街地が活性化したといえるのではないのでしょうか。今回の基本計画は俗に言う「絵に描いた餅」ではないと、大いに期待しております。つきましては、引き続き、今後における行政の協力と責任ある対応をお願いいたします。

第2章 中心市街地活性化の位置及び区域に関する事項

①[2]区域について

活性化区域については、区域境界を道路や河川等を境として、一定の区域を設定し、集中的な取組みを行うわけですが、活性化区域を道路や河川で区域を決めると、面として存在する向かいあった商店街を分断する結果にもなることから、商店街（商店会）機能を損なわないようなエリア決めをご配慮いただくとともに、周辺地区で新たな事業が生まれた場合には、区域設定の迅速な見直し等についてご配慮願います。

第3章 中心市街地活性化の目標に関する事項

①[4]目標指標の具体的な数値設定について

目標指標が歩行者・自転車通行量、居住人口となっていますが、中心市街地活性化のためには、例えば、売上額や店舗業種数など、中心市街地の活気に結びつく数値にも配慮の上、活性化事業を効果的に進めていくことを期待します。

第4章 市街地の整備改善のための事業に関する事項

①商店街の駐車場について

この計画では、中心商店街において、特定の施設用の駐車場については整備されるようですが、商店街全般で利用できる一般駐車場については、根本的な解決がみられないような気がします。基本計画では、確かに官庁街通りのイベント等に対応した観光駐車場を整備する計画はあるようですが、中心商店街における一般商業者の来客用の駐車場を含め、中心商店街来街者の誰もが気軽に利用できる駐車施設については、設置費及び維持費を考えると、商店街単独での設置は困難です。十和田市の中心商店街においても、一番の課題といえる駐車場整備について、市等による整備をご検討願います。

②国の支援がないその他の事業について

街区に仲通りを通して南商店街に賑わいを取り戻すための事業「仲通り構想(※)」について、今後ご検討願います。

※南商店街地区の仲通り構想・・・計画区域の南端に位置する南商店街振興組合地区は、国道に面する空き地空店舗間口が42%に達する。地権者の大半は売却を希望しているが、思うように進んではいない。この土地流動性を阻害する要因として、一戸あたりの間口の狭さが挙げられる。市道によって区切られている50間四方のなかで、平均間口4.5間、奥行25間、ウナギの寝床状態である。中心市街地でありながら、東西から奥に延びる敷地の境界線周辺には畑とも庭ともみられる空間がある。この状況を打開するためには、50間四方の中央部で東西

に分断する南北道路を通し、土地の利用度を高める必要がある。この道路によって土地の細分化が進み、商業者の新規参入および居住者の増加が容易になると想定している。

第5章 都市福利施設を整備する事業に関する事項

①高齢社会において、中心市街地における休憩所・トイレ等の施設の役割は大きいと思われます。公園など、それらの役割を果たしてくれる公共施設がある地区はいいですが、中心商店街においては、その利用頻度を考えれば、民間の施設だけではやはり不足しているのではないのでしょうか。官庁街通りだけではなく、中心商店街にも自治体が運営する休憩所やトイレ等の役割を果たす施設(イベントホールや公園、公共施設等)の整備をお願い致します。

第6章 街なか居住の推進のための事業に関する事項

①現在の中心市街地に街なか居住を推進するためには、大型の商業住宅複合施設の整備はもちろんですが、毎日の食料品や買回り品などの買い物に便利な小中規模の店舗も必要であると思います。現在の空き店舗に住・商一体となった商業者や、1階が店舗で2階以上がマンション等の建物も必要ではないでしょうか。基本計画にあるまちなか居住の促進制度も活用しながら、コンパクトシティの実現に向けて、事業を推進していくことを希望します。

②P32街なか居住の推進とP61第6章 [1](第1節街なか居住の推進の必要性(2)街なか居住推進のための事業について

街なか居住の推進を図るにあたって、「優良建築物等整備事業」制度は有効な活用・支援施策と考えるところでありますが、当基本計画(案)においては記載がありません。今後において基本計画の見直しがされる場合において、同制度を取り入れることも必要だと考えます。

第7章 商業の活性化のための事業に関する事項

①商店街の活性化のため、様々な支援措置がとられており、空き店舗活用や創業者に対する支援もありますが、いざ開業をしても開業後でなければ見えない経営上の課題も多々あります。つきましては、開業間もない方々に対する経営コンサルティングを含めた指導等、行政からの積極的な支援と協力を期待いたします。

その他

①十和田市は、新渡戸三代によって上水された稲生川により、現在があるといっても過言ではありません。中心市街地活性化に向けて、これから様々な事業やイベントが展開されていくことと思いますが、今後行われるイベント等の事業を行い、是非、新渡戸三代の偉業を再認識していただけるような施策を実施していただきたいと思います。

3. おわりに

当協議会は、認定基本計画に基づき実施される各種事業についての総合調整役として、これからも適正な協議等を実施して参りますが、基本計画の実現と中心市街地活性化のためには、何よりも官民一体となった推進を図ることが必要です。よって、市ご当局には、当協議会の受け持つ役割の重要性についてご理解いただき、今後も基本計画の遂行状況を定期的にご報告いただくとともに、協議会並びに株式会社まちづくり十和田の事業推進体制の充実にご配慮いただき、民間を含めた各事業への積極的な支援をお願いし、本意見書の結びとさせていただきます。

【3】基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進

(1) 地域住民のニーズ等の客観的な把握

① 中心市街地住民に対する意向調査

十和田市の中心市街地の活性化に向け、住民の視点から中心市街地の施策の満足度・重要度を把握するため、平成17年9月に中心市街地区内の住民に対してアンケートをして、地域のニーズと捉え、基本計画への反映または参考としている。

② 街づくり・しゃべり場の開催

調査段階、計画策定段階において、市民、中心商店街関係者の自由な発想で中心市街地活性化に向けた意見・アイデアを出してもらうため、街づくり・しゃべり場を実施した。

ここでの成果は、本計画策定時における中心市街地活性化に向けた事業アイデアとして反映または参考としており、今後の活性化事業の実施においても有効に活用を図るものである。

表 9-8 街づくり・しゃべり場の開催実績

回	日時・場所	内容
第1回	平成19年6月15日 市民ふれあいホール	中心市街地活性化アドバイザーを招き、市の中心市街地活性化の可能性や活性化に向けた手法について、講習会及び意見交換を実施した。
第2回	平成19年7月24日 市民ふれあいホール	中心市街地の良いところ、改善したいところをワークショップ方式により整理した。
	平成19年7月23日 青少年ホーム	上記と同様のワークショップを、勤労青少年ホームを利用する若者を対象として実施した。
第3回	平成19年10月17日 市民ふれあいホール	2回目の街づくり・しゃべり場で出された良いところを伸ばし改善したいところを改善するための手法を考え、活性化に向けた事業アイデアをワークショップ方式で整理した。
	平成19年10月23日 青少年ホーム	上記と同様のワークショップを、勤労青少年ホームを利用する若者を対象として実施した。
第4回	平成20年3月27日 市民ふれあいホール	3回目の街づくり・しゃべり場により整理された活性化に向けた事業の中から、重点事業を選択し、事業内容をワークショップ方式により更に深めた。

③ 「中心市街地活性化と現代美術館」ワークショップ

野外芸術文化ゾーン構想の拠点施設である現代美術館の開館を受け、これを中心市街地活性化へ活かす手法を探るため、一般公募による市民と中心商店街関係者に美術館職員も交え、ワークショップを開催した。

ここで出された成果は、本計画策定時における事業アイデアとして盛り込まれており、今後はArtsTowada プロジェクト・プランの策定によりまちづくりへのアートの活用について一定の方向性を定め、アートを中心市街地全体へと広げるための事業を具体的に推進していく。

表 9-9 「中心市街地活性化と現代美術館」ワークショップの開催実績

回	日時・場所	内容
第1回	平成20年6月12日 現代美術館	現代美術館、野外芸術文化ゾーンを活用して、中心市街地を活性化するためのアイデアを考える。
第2回	平成20年6月27日 市民ふれあいホール	1回目のワークショップで得られたアイデアを実現するための方法を、各主体の役割、実施方法、課題等に分けて考える。

④民間事業の募集

中心市街地活性化区域内において計画・構想段階にある民間事業や、民間事業者による活性化施策のアイデア等の提案を、平成20年3月より中心市街地活性化推進会議を通して募集し、これまでに5社6件の提案があった。

提案内容を計画に反映するとともに、その熟度からみて、基本計画の事業として位置づけるまでには至らなかったものについても、今後、具体的な事業化については連携・調整を図るものとする。

⑤パブリックコメントの募集

基本計画については、5次素案まで作成し、平成21年12月に最終案の作成にいたっている。市民には5次素案までに4回の意見募集を行っており、この時点で3件の意見が出されており、基本計画作成の参考とした。なお、最終案については、平成22年1月4日から1月14日まで意見募集を行った。これらについては、市のホームページ上に考え方等を公表したほか、基本計画への反映または参考とした。